

第13章 事後調査

13.1 環境影響評価法に基づく事後調査

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和2年6月10日法律第41号）に基づく事後調査の内容は表 13-1に示すとおりであり、実施主体は事業者です。

なお、表 13-1 に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。

表 13-1 (1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等）、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び自動車の走行	・環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討及び段階的な施工の実施（コンディショニング））の内容をより詳細なものにするために実施	重要な猛禽類（ミサゴ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中の繁殖期を基本 ○調査地域 ミサゴの営巣地周辺 ○調査方法 定点観察による繁殖状況の確認
			・環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討、段階的な施工の実施（コンディショニング）及び巣箱の設置）の内容をより詳細なものにするために実施	重要な猛禽類（フクロウ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中、工事後の繁殖期を基本 ○調査地域 フクロウの営巣地周辺 ○調査方法 定点観察による繁殖状況の確認
			・自動車の走行に伴い橋脚から発生する水中音について知見がなく、定量的な予測が困難であるため、予測に係る不確実性がある ・環境保全措置（水底の掘削工事等における施工開始時の工夫（ソフト・スタート））の内容をより詳細なものにするために実施	重要な海棲哺乳類（スナメリ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中、工事後及び供用後を基本 ○調査地域 対象道路の橋脚周辺（海域） ○調査方法 船舶トランセクト法、定点観察法、水中音響調査による生息状況の確認及び水中音調査

表 13-1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、水底の掘削等）、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）	・環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討及び段階的な施工の実施（コンディショニング））の内容をより詳細なものにするために実施	重要な猛禽類（ミサゴ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中の繁殖期を基本 ○調査地域 ミサゴの営巣地周辺 ○調査方法 定点観察による繁殖状況の確認
			・環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討、段階的な施工の実施（コンディショニング）及び巣箱の設置）の内容をより詳細なものにするために実施	重要な猛禽類（フクロウ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中、工事後の繁殖期を基本 ○調査地域 フクロウの営巣地周辺 ○調査方法 定点観察による繁殖状況の確認
			・自動車の走行に伴い橋脚から発生する水中音については知見がなく、定量的な予測が困難であるため、予測に係る不確実性がある ・環境保全措置（水底の掘削工事等における施工開始時の工夫（ソフト・スタート））の内容をより詳細なものにするために実施	重要な海棲哺乳類（スナメリ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中、工事後及び供用後を基本 ○調査地域 対象道路の橋脚周辺（海域） ○調査方法 船舶トランセクト法、定点観察法、水中音響調査による生息状況の確認及び水中音調査

13.2 福岡県環境影響評価条例に基づく事後調査

「福岡県環境影響評価条例」（平成 10 年 12 月 24 日福岡県条例第 39 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日福岡県条例第 46 号）に基づき、「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号）に規定される報告書を福岡県知事に送付し、事後調査手続きを実施します。

13.3 山口県環境影響評価条例に基づく事後調査

「山口県環境影響評価条例」（平成 10 年 12 月 22 日山口県条例第 37 号、最終改正：平成 25 年 3 月 19 日山口県条例第 16 号）に基づき、「山口県環境影響評価条例施行規則」（平成 11 年 2 月 9 日山口県規則第 3 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日規則第 23 号）及び「山口県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 6 月 11 日山口県告示第 414 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日山口県告示第 138 号）に規定される措置状況報告書を山口県知事及び関係市町長に送付し、事後調査手続きを実施します。